平成２３年（フ）第１９８２号
大阪市西成区長橋１丁目10番６号矢田健商店南棟ビル301号
債務者　栄　美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９８４号
大阪市東住吉区北田辺６丁目15番43―603号、前住所大阪市東住吉区南田辺１丁目10番10号
債務者　清水　光絵
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９８５号
大阪府八尾市永畑町３丁目１番６―507号
債務者　山下かおる（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９８６号
大阪市西成区南津守６丁目６番30号
債務者　川口満理代
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２００１号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目20番６号
債務者　岡谷こと　金　　正子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２００３号
大阪市西区江戸堀２丁目５番26―604号
債務者　寺田みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６号
神戸市北区筑紫が丘７丁目８番地の14
債務者　井上　理香（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１３号
奈良県天理市丹波市町351番地
債務者　藤井　準子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
奈良県桜井市大字大福263番地
債務者　東田　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
青森県黒石市松葉町146番地18
債務者　齋藤　寛子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４５号
青森県弘前市大字樹木１丁目22番地４
債務者　相沢　吉範
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１８号
山口県周南市大字徳山5644番地の15　グランベール一の井手202号
債務者　峠　　優子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２６号
山口県周南市大字下上367番地の53
債務者　秋本　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５８１号
愛知県清須市朝日弥生131番地　シンフォニー弥生202
債務者　伊東　康幸
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
山口県防府市国衙３丁目５番50号
債務者　池田麻由美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山口市吉敷中東４丁目17番１号　ファミール晃206号
債務者　春田夕起子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山口県防府市大字奈美850番地の２
債務者　村山　正広
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係